

仲介口座約款 (イオン銀行)

第1条(目的)

この約款は、お客様がマネックス証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設する証券総合取引口座における取引について、株式会社イオン銀行(以下、「本銀行」といいます。)による金融商品仲介を受けることが出来る口座を利用した取引およびそれに付随するサービス(以下、「本サービス」といいます。)の取扱いに関し、お客様と当社の権利義務を明確にすることを目的とするものです。

第2条(申込方法)

お客様は、この約款のほか、証券総合取引約款、その他当社が定める約款・規定に従い、口座開設の申込みおよび取引等を行うものとします。

2 お客様は、本サービスの利用に当たり、お客様の証券総合取引口座における取引について、当社が、金融商品仲介行為を本銀行に委託することについて同意するものとします。

第3条(約款の優先)

この約款と証券総合取引約款、その他当社が定める約款・規定とで異なる定めをしている場合には、この約款が優先するものとします。

第4条(本サービスの利用)

お客様は、本サービスを利用して、当社が定める金融商品の売買注文等を行うことができます。なお、本サービスを利用せず、当社より直接金融商品の売買注文等をインターネット取引により行うこともできます。

第5条(本人認証)

当社は、証券総合取引約款に定める方法のほか、お客様が、本銀行所定の方法を用いて本銀行のウェブサイトログインした上、シングルサインオンの方法により当社ウェブサイトにログインしたことをもって、お客様の本人認証を行います。

2 本銀行から当社への証券総合取引口座の移管を受けて本サービスを利用されるお客様については、原則として、当社より当初のログインパスワード等の通知は行いません。ログイン方法は、本銀行ウェブサイト等にて説明するものとします。

第6条(商品・サービスに係る制約)

本サービスでは、お客様が取引できる商品および利用できるサービスが限定される場合があります。

2 当社は、前項の商品およびサービスについて、ウェブサイトに記載するものとします。

3 入出金サービスの利用口座を本銀行の口座から他の金融機関の口座へ変更されるときは、当社所定の方法によって届け出ていただきます。ただしその場合は本銀行の独自のサービスが受けられない可能性があります。

第7条(自己責任の原則)

お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

第8条(注文の受付)

お客様は、本仲介口座約款および証券総合取引約款に定める方法でのみ、取引注文を行うことができます。本銀行窓口にて受付を行う形での取引注文を行うことはできません。

2 前項の規定にかかわらず、当社が必要と判断する場合に限り、お客様は本銀行の窓口において取引注文を行うことができます。

第9条(売買手数料)

本サービスを利用するための手数料はございません。なお、お客様は、本サービスを利用した金融商品の売買については、あらかじめ交付を受けた契約締結前交付書面、交付目論見書等に記載の本サービスに係る売買手数料を当社に支払うものとします。

第10条(ポイント付与の除外)

本サービスの利用に当たり株式取引や投資信託の保有等により本サービス以外の取引にて付与される当社のポイントサービスの対象外となる場合があります。当社は、ポイント付与の対象外となる取引について、ウェブサイトに記載するものとします。

第11条(MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款の適用除外)

本サービスでは、MRF の買付けを行わないため、本サービスを利用されるお客様には、MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款およびお客様に適用のある約款のうち MRF に関する部分の適用はありません。

第12条(本サービスの解約)

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。

- (1)お客様が、本サービスの解約届を当社に提出し、本サービスの解約を申し出た場合
- (2)お客様の証券総合取引口座が廃止された場合

- (3)お客様が本銀行の預金口座を解約された場合
 - (4)お客様の本銀行における預金口座残高がないまま相当な期間が経過し、かつ当社が本サービスを終了させる措置を取った場合
 - (5)お客様がこの約款および当社の他の約款・規定、その他法令諸規則等に違反した場合。
 - (6)お客様が第 16 条に定めるこの約款の変更に同意しない場合
 - (7)前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- 2 本サービスが解約された際にお客様に生じた損害に対しては、当社はその責任を負わないものとします。
- 3 2024 年 1 月 1 日にイオン銀行から当社に移管された保護預り有価証券の残高がない口座を保有されているお客様は、当社ウェブサイトの専用の解約申込ページより解約申込を行うことにより、本サービスおよび証券総合取引口座を解約できるものとします。
- 4 前項の規定により解約された場合、第 2 項および証券総合取引約款第 29 条第 3 項、第 5 項から第 6 項までの定めが適用されるものとします。

第 13 条(個人情報の提供に関する同意)

お客様は、お客様の氏名、住所など当社が保有しているお客様の個人情報ならびに取引履歴、お預り資産残高および損益情報等（以下、「顧客情報」といいます。）を、本サービスの提供開始後、本銀行に対し当社が提供することに同意するものとします。また、本銀行は、入手した顧客情報を、秘密として保持し、①本サービスの提供、お客様の管理および本サービスに関する金融商品やサービスの提案・ダイレクトメールの発送の目的、ならびに②本銀行の金融商品・サービスに関する適合性確認や顧客本位の業務運営等の法令遵守およびお客様の管理、本サービスに関連するプログラム・キャンペーン等の提案・提供の目的以外の目的に使用しないものとします。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

お客様は、次の各号に規定する事項について、確約するものとします。

- (1)現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (2)自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- (3)前二号のいずれかに該当し、もしくはいずれかに該当する行為をし、または本約款に同意した時点で前二号に違反していたことが判明した場合には、本サービスに係る取引が停止され、または通知により本サービスが解約されても異議申立てをしないこと。また、これ

により損害が生じた場合でも、すべてお客様の責任とすること。

第15条(合意管轄)

お客様と当社との間で、本サービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。

第16条(約款の変更)

この約款は、法令、監督官庁の指示、金融商品取引所もしくは日本証券業協会等が定める諸規則の変更があった場合、または当社が必要と認める場合に変更されることがあります。

なお、変更の内容が、お客様の従来の特権を制限するもしくは新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、変更にご同意いただいたものとして取り扱うものとします。

以上

(2024年1月1日)